

木古内町 通学路交通安全プログラム

平成28年3月

木古内町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒（以下「児童等」という。）が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年度に木古内小学校の通学路において、関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、対策を講じてきました。

引き続き通学路の安全確保にむけた取組を行うため、この度、関係機関の連携体制を構築し、「木古内町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ります。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「木古内町通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置し、本プログラムは、この会議で協議し策定しました。

- (1) 北海道開発局函館開発建設部函館道路事務所
- (2) 北海道渡島総合振興局函館建設管理部松前出張所
- (3) 北海道警察木古内警察署
- (4) 木古内町建設水道課
- (5) 木古内町町民課
- (6) 木古内小学校
- (7) 木古内中学校
- (8) 木古内町PTA連合会
- (9) 木古内町教育委員会

3. 取り組み方針

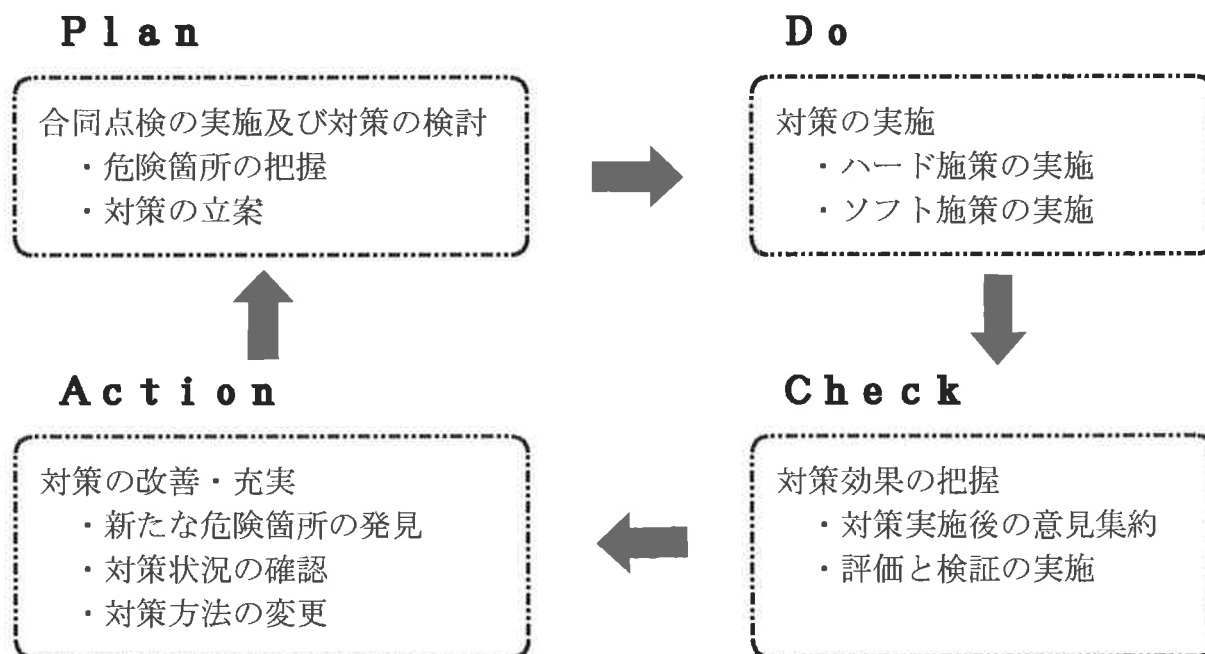
(1) 基本的な考え方

児童生徒が安全・安心に通学できることを目的に、合同点検を継続するとともに、対策実施の効果把握を行い、対策の改善・充実を図ります。

このため、行政は通学路の安全対策を図り、学校が中心となって交通安全教育を推進するとともに、関係機関は地域と協働し児童等の安全の確保に努めます。

これらの取り組みをPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

通学路安全確保のためのPDCAサイクル



(2) 合同点検の実施

- ① 各学校は、新入学前に通学路の点検を行い、危険箇所を把握し教育委員会に報告します。また、交通状況等の大きな変化により、通学路を見直した場合は、その都度点検を実施します。
- ② 各学校から報告のあった危険箇所について、推進会議で合同点検を実施します。
- ③ 冬期間においては、各機関の情報や積雪状況を確認し、その都度合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、必要箇所に応じた具体的な対策内容について検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、関係者間で連携を図り、円滑に進めます。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所について、実際に期待した効果があがっているか、学校等への聞き取りを実施し、対策効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容について、関係者間で認識を共有するため、「対策一覧表」および「対策箇所図」を作成し、公表します。